

令和7年度 妊娠確定前診察費の助成について

●対象者

- ・妊娠確定に至るまでの診察を受けられた方で、妊娠確定にかかる診察日、助成金請求日において丹波市内に住所を有する方（丹波市の住民基本台帳に登録されている方）

●助成内容

- ・妊娠確定にかかる診察費のうち、医療保険適用外のみを対象とします。（上限 10,000 円）
（例）尿検査、血圧測定、経膈超音波（エコー）、診察費など（選定療養費含む）
* 紹介状等の文書料は省きます。
- ・回数は問いません。

●申請方法及び書類 ☆妊娠届出時に申請されることをおすすめします。

- ・妊婦ご本人が以下の物をお持ちいただき、こども福祉課にお越しください。
 - ①妊産婦健康診査費助成金償還払い申請書兼請求書（妊娠確定前診察費助成金分）
* 市HPからダウンロードできます。または、申請当日窓口でご記入ください。
 - ②産科医療機関または助産所発行の妊娠確定にかかる診療明細書、領収書
 - ③本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
 - ④振込み口座のわかるもの（任意）
 - ⑤印鑑（電話番号、メールアドレスをご記入いただくことで、押印（請求印）を省略することができます。但し、請求印がない請求書については一切の訂正は不可といたします。また申請者（妊産婦）以外の方の口座に振込を希望される場合も、押印（請求印と同じ印）が必要です。

☆申請期限は、最後の健診日（妊産婦健診）から1年以内です。

ただし、転出後の申請は受付できませんので、ご注意ください。

☆代理の方が来所される場合は、別途委任状と代理人の方の本人確認書類を持参ください。
（委任状は市ホームページからもダウンロードできます。）

●支払い方法

- ・申請受理後、審査を行い適当と認めたものに対し、
 - ① 1日～15日までに申請 → 翌月5日（土日祝日の場合、翌日以降の平日）
 - ② 16日～月末日までに申請 → 翌月25日（土日祝日の場合、翌日以降の平日）に指定の口座にお振込みいたします。
- ・内容について医療機関等に問い合わせする必要があることをご了承ください。

●よくあるお問い合わせ

Q 1) 妊娠が確定してから、妊娠届出に行くのが遅くなりました。その間に診察を受けた場合、その費用も対象になりますか。

A 1) 対象になりません。
妊娠が確定したら、なるべく早く妊娠の届出にお越しください。母子健康手帳の交付と、妊産婦健康診査費助成事業のご説明をいたします。

Q 2) 申請額と助成額に差があるのはなぜですか？

A 2) 申請時にご持参いただいた領収書の中には、保険診療や薬等、保険適用となっているものや他医療機関への紹介状等、対象とする以外のものが含まれている場合もあります。
市で内容を審査後、助成額を決定しますので、申請額と助成額に差が生じることがあります。
ご了承ください。

Q 3) 丹波市に引っ越してくるまでに受けた診察費も対象になりますか？

A 3) 対象になりません。また転出された後の申請も受付できません。ご了承ください。

Q 4) 医療機関で妊娠確定にかかる診察を受けましたが流産又は死産となりました。対象になりますか？

A 4) 対象になる場合もありますので、健康課までお問合せください。

●申請窓口

丹波市こども福祉課（丹波市健康センターミルネ2階）【R7. 4. 1～課名変更（R7. 3. 31 まで健康課）】
TEL：0795-88-5750（電話のおかけ間違いにご注意ください）